

一般事業主行動計画

平成 29年6月28日

株式会社 ケンミン

株式会社ケンミンでは、次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づき、次の通り一般事業主行動計画を定め、その計画目標達成に向けて行動するとともに仕事と子育ての両立を目指す従業員を支援し、企業として両推進法支援対策に取り組んでいく事とします。

1. 計画期間

第1期行動計画期間を、平成29年 7月 1日から平成34年 6月 30日までの5年間と定め行動計画を策定する。

2. 計画期間中における目標について

(1) 行動計画期間内の育児休業取得状況を次の水準以上とする。

- ① 男性社員:1 名以上の取得者
- ② 女性社員:女性社員の育児休業取得率が80%以上

【対策】

- ・ 育児休業に関する情報を整理し、イントラネットを通じ制度の社内周知を行う。

(2) 仕事と家庭の両立支援制度の相談体制を整備する。

【対策】

- ・ 両立支援相談窓口の整備を行い、利用促進を図る。
- ・ 休職中社員への社内情報提供の検討、実施。

(3) 所定外労働削減措置の実施

【対策】

- ・ ノー残業デー、フレックスデー、消灯時間の設定等を検討、実施。
 - ・ 有給休暇の取得促進を図る。(全社員が年間最低6日取得を目指す)
- ※【対策】の実施開始時期については平成29年7月1日より随時とする。

以上